

講和に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十五年二月九日

市來乙彦

參議院議長 佐藤尙武殿

講和に関する質問主意書

一一

全面講和は国民の等しく希望する所なれども成るべく早き機会を望むとせば國際事情により単独講和の外なき実情と承わる。就ては

一、単独講和の成立後において我国と此講和に参加せざる戰勝国との間には猶戰争状態の關係を残すが為め此等の戰勝国が我国に対し占領軍の進駐を実行する事も想像し得らるのである。

二、然りとせば其占領政策として諸種の指令を強制する事も亦有り得べしと思考せらる。

右一、二の事項に付政府の所見並びに対策を文書御答弁により承知したい。